

東かがわ市条例第4号

東かがわ市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月6日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市手数料条例の一部を改正する条例

東かがわ市手数料条例（平成15年東かがわ市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分	手数料の名称	手数料の金額		区分	手数料の名称	手数料の金額	
略				略			
介護保険	略			介護保険	略		
	指定居宅介護支援事業者の 指定更新申請手数料	略	略		指定居宅介護支援事業者の 指定更新申請手数料	略	略
	指定介護予防支援事業者の 指定申請手数料	1件につき	10,000円 ただし、当該申請 を行う者が同時 に指定居宅介護 支援事業の指定 の申請を行う場 合で、審査事務の 大部分が共通し ているときは0 円とすることが できる。				
	指定介護予防支援事業者の 指定更新申請手数料	1件につき	10,000円 ただし、当該申請 を行う者が同時 に指定居宅介護 支援事業の指定 の更新申請を行 う場合で、審査事 務の大部分が共				

改正後				改正前			
			通しているとき は0円とするこ とができる。				
都市計画	略			都市計画	略		
略				略			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。